

2023 年（令和 5 年）9 月 14 日

在学生の皆さんへ

中京大学教務センター

2023 年度秋学期以降のコロナ罹患等にかかる扱いについて

2023 年度春学期は、新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより授業を欠席した場合、教務センターに届出を行い、授業担当教員からの欠席授業に対する教育的配慮に適切に対応したことが認められたものに限り、中京大学試験規程における欠席と扱わないとする特例措置を取っていましたが、2023 年度秋学期より、この特例措置を取りやめ、他の理由による欠席と同様に扱います。

なお、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に定められた出席停止期間がありますが、本学に公欠制度はなく、上記の指定感染症罹患に伴う出席停止においても公欠とはなりません（授業欠席の取扱いは授業担当教員に一任されています）。

指定感染症に伴う欠席した授業回の学習を補うための相談は、授業担当教員に直接行ってください（MaNaBo メール推奨）。その際、医療機関が発行する診断書や氏名が記載された診療明細書等、指定感染症に伴う欠席であることを示す根拠資料をもとに連絡するようにしてください。もし授業担当教員からの返信がない場合は、教務センターまでご相談ください。

以上

本件に関する問合せ：中京大学教務センター